

申請の受理の基準

再生品認証審査実施要領 3-3 における予備調査会での申請の受理の基準等は次による。

この基準は、申請者及び再生品に対して認証審査の対象としての適否を判断するために定めるものであり、申請受理のためには次の各項のいずれも満足しなければならない。

- (1) 再生品原料（産業廃棄物）受入に必要な産業廃棄物処分業の許可証（写）を有すること。
- (2) 製品プロセスフロー図に記載されている再生品製造方法について、受入再生品原料（産業廃棄物）の種類と再生品製造方法が産業廃棄物処分業許可証に記載されている 1. 事業の範囲、2. 事業の用に供するすべての施設、3. 許可の条件に含まれていること。産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証が添付されている場合も同様とすること。
- (3) 事業計画について次の事項が確認できること。
 - ① 経理的基礎
 - ② 再生品原料（産業廃棄物）の受入量：産業廃棄物処分業許可証の処理能力と妥当性
 - ③ 再生品の生産能力：産業廃棄物処分業許可証の処理能力と妥当性
 - ④ 再生品の保管：再生品保管可能量と保管方法
- (4) コンプライアンス、リスクマネジメント体制について、次の事項が確認できること。
 - ① 過去 5 年以内に改善命令又は措置命令を受けていないこと。度重なる行政指導を受けていないこと。
 - ② 従業員への教育訓練が適切に実施されていること。